

## 離島供給に係る約款以外の供給条件の承認について

### (趣旨)

東北電力から、東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所で事故が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等を受け避難された電気の需要家に対する特別措置について、2月12日付で経済産業大臣に承認申請があり、経済産業大臣からこれらについての意見の求めがあったところ、当該承認への委員会としての回答について御確認いただく。

### 主なポイント

東北電力は、東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所で事故が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等を受け避難された電気の需要家に対して、現在、電気事業法第21条第1項ただし書の規定に基づく現行の供給約款等以外の供給条件として、料金及び工事費の精算の免除を実施している。平成28年4月から離島供給約款が実施される場所、避難された電気の需要家に対して離島で電気を使用する場合も引き続き同一の取扱いとするため、2月12日付けで東北電力から経済産業大臣に離島供給に係る約款以外の供給条件の承認申請がなされている。

当該承認申請を受け、2月15日付けで電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第25条の5第1項の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、委員会として当該承認を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。